

地球環境防衛隊 規約（善意団体）

第1章 総則

第1条（名称）

本団体は「地球環境防衛隊」（以下「本隊」という）と称する。

第2条（目的）

本隊は、子どもたちの未来を守ることを使命とし、地球環境保全に関する意識啓発および実践活動を通じて、地域社会全体の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

第3条（性格）

本隊は、営利を目的とせず、善意と自発的意思により運営される市民団体である。

第2章 構成および会員

第4条（構成員）

本隊は、次に掲げる者によって構成される。

1. 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校 の園児・児童・生徒
2. 教職員
3. 地域住民および保護者
4. バイオ燃料関連事業者（精製者、使用者など）
5. 環境活動を支援する個人、団体、企業

第5条（役職）

1. 隊長（リーゼル協会会長等が務める）
2. 副隊長（バイオ燃料企業関係者等が務める）
3. 事務局（活動実務と連絡調整を担当）

第3章 活動内容

第6条（主な活動）

本隊は以下の活動を行う。

1. 家庭から出る植物性廃食油の回収・分類
2. バイオ燃料の製造・活用に関する学習活動
3. 環境啓発ポスター・映像・ステッカー制作
4. 地域イベントでの啓発ブース設営

5. 企業訪問・取材活動
6. 出張授業やワークショップの実施
7. その他、隊の目的を達成するために必要な活動

第4章 会議・意思決定

第7条（会議の開催）

1. 定例会議は必要に応じて随時開催する。
2. 活動に関する重要事項は隊長・副隊長・事務局によって協議の上、決定する。

第5章 資金および会計

第8条（経費）

本隊の活動にかかる経費は、以下によって賄う。

1. 寄付金
2. 協賛金・助成金
3. 物品・サービス提供等の現物支援
4. その他、正当な手段により得られた資金

第9条（会計）

会計は事務局により管理される。

第6章 附則

第10条（改正）

本規約は、必要に応じて隊長および副隊長・事務局の合意により改正することができる。

第11条（解散）

本隊は、目的を達成しその役割を終えたと認められる場合、関係者の合議によって解散することができる。

第12条（施行）

本規約は、2025年9月25日から施行する。

以 上